

新ひだか町町有施設LED照明器具等導入事業

仕 様 書

平成31年4月

新ひだか町

総務部契約管財課管財グループ

新ひだか町町有施設LED照明器具等導入事業 仕 様 書

1. 事業名

新ひだか町町有施設LED照明器具等導入事業

2. 目的

本事業は、新ひだか町（以下「町」という。）が所有する複数の公共施設の照明器具等について、リース手法を用いて一括して省エネルギー設備投資推進に向け改修するため、経済産業省資源エネルギー庁所管の補助事業「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）」の交付規定及びその他関係規定（以下「補助交付規定等」という。）に基づき実施することを目的とする。

3. 事業期間

(1) 設備導入工事期間 契約締結の日より平成32年（令和2年）2月29日

*平成31年度補助事業公募要領に準ずる

(2) リース期間 設備導入完了月の翌月1日から10年間（120ヶ月）

(3) 事業実績・成果報告期間 補助事業公募要領による

*平成31年度補助事業公募要領に準ずる

4. 対象施設

対象施設は、別紙資料1の3施設とする。

5. 補助金申請代行

施設全体の補助金申請に関わる申請書作成、報告作業一式を行う。

6. リースで導入する設備等

導入する設備の仕様は以下のとおりとし、導入する設備の数量は資料1のとおりとする。

(1) 照明設備

ア 構造等

- ① LED照明機器は日本工業規格 JIS8159-1 を準拠し、日本照明工業会ガイド（高品質照明用LED光源における性能要求指針）及び日本電球工業会企画の推奨を基準とすること。
- ② 更新するLED照明機器については、未使用のものとする。蛍光器具は器具交換を原則とする。ただし、一部特殊な形状の既設器具が設置されている箇所の更新に限り管球交換を認め、管は使用し電源内臓型及び既設安定器の不使用等の条件を満たす交換については、これを認める。
- ③ LEDの光源により、不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものであること。サージ電圧に対する保護回路を有しているか、または対策が施されていること。

イ 性能等

- ① 演色性、色温度、照射角度、全光束は既存照明器具と同等を基本とすること。
- ② 定格寿命は 40,000 時間以上のものとする（初期照度より 70%まで減衰で寿命とする）。
- ③ 作動保証温度範囲は 5℃から 35℃を満たす範囲とすること。
- ④ 学校施設に関しては「学校環境衛生基準」を遵守すること。その他の施設では、JISZ9110（照明基準総則）を満たすものとする。

ウ その他

- ① LED照明機器は、原則としてグリーン購入法に適合した製品であること。
- ② LED照明機器のLED素子その他に関する特許侵害について現在係争中の製品でないこと。
- ③ 電源について分離型の場合は、電気用品安全法におけるPSEマークを取得していること。
- ④ 導入施設内で照明器具の配線等の不具合が報告された箇所については、町と協議のうえ対応を図ること。
- ⑤ LED照明機器は、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入しているものとし、不具合の際に迅速に対応できるものとする。

(2) 導入する施設の既存設備図面

町の閲覧場所に備える図面を参考とすること。

(3) 実施設計

- ① 対象施設の現地調査を実施し、現状設備の把握・省エネ効果等を分析・報告を行うこと。
- ② 対象施設の実施箇所について、実施設計を行うこと。
- ③ 十分な実績と高度な技術力を有する、設計事務所と共同体制を組み、実施すること。
- ④ 技術力の評価については、1級建築士および建築設備士またはエネルギー管理士等の資格を有する、設計事務所と共同体制を組むこと。

(4) 設備導入工事

- ① 設備導入工事には、既存設備の取り外し・撤去・廃棄、配線のバイパス接続等の既存設備の加工作業、更新する設備の取り付け調整作業の一切を含むものとする。
- ② 設備導入工事は、平成31・32年度新ひだか町競争入札参加資格名簿（電気工事）に登録されている者又は電気工事士等の有資格者が作業を行うこと。
- ③ その他設備導入工事の実施にあたり、本仕様書及び調査報告書に記載されていない事項は以下の内容によるものとする。

【電気設備工事】

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成30年度版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成30年度版）」、及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成30年度版）」による。

7. リース期間等

(1) リース期間

導入された設備は、施設ごとに導入工事完了した月の翌月1日から10年間の賃貸借とする。

(2) リース料金

導入に係る設備工事費用から補助金相当額（補助対象経費（設備器具代）の3分の1）を控除した設備導入費用を基本として、維持管理経費を含む120回分割のリース料金を設定するものとする。

(3) リース期間満了後の取り扱い

導入された設備は、リース期間満了後に所有権が町に帰属すること又は補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日政令第255号）に定める財産処分制限期間中について再契約等の手続きにより契約継続をすることができるものとする。

8. 補助金交付申請等

(1) 補助金交付申請等

本事業は補助金交付規定等に基づく事業であることから、設備導入に係る補助金の交付申請、事業完了および成果報告等について、補助交付規定等及びその他関係法令等に基づき確実に実施するものとする。

また、経済産業省・環境省等国の補助事業実績があること。

(2) 設備導入後のエネルギー使用量等の報告

補助金交付規定に基づき導入された設備の使用量等の調査計算を実施し、町に報告するものとする。

9. 新ひだか町内業者の活用

本事業の履行にあたり、補助交付規定等に基づき業務の一部または相当部分を新ひだか町内に事務所を置く業者に再委託するものとする。なお、再委託先は町に報告するとともに、再委託先の仕様は本事業受託者の責任において行い、再委託先の責めに帰すべき事由については、全て本事業受託者の責めに帰すべき事由とみなすものとする。

10. その他

- (1) 本事業の履行にあたり、施設担当職員と十分に協議し、施設利用者及び職員等の安全確保及び施設の運営に支障をきたさないように十分配慮するとともに、施設の建物及び設備等を破損させた場合は、受注者の負担により原状回復するものとする。

- (2) 本事業の履行に必要な機材等は、原則として本事業受託者が負担するものとし、町が所有する施設の機材等を使用する場合は、施設管理者等の了承を得るものとする。
なお、本事業の履行に必要な電力は無償で使用できるものとする。

- (3) 本事業の履行にあたり町が提供した全ての情報は第三者に開示又は漏洩しないこととし、そのために必要な処置を講ずるものとする。

- (4) 本事業は、本仕様書に沿って実施するものとし、記載なき事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度協議し、これを処理するものとする。

(別紙1)

新ひだか町町有施設LED照明器具等導入対象施設

No.	施設名	住所	面積
1	新ひだか町公民館・ コミュニティセンター	新ひだか町静内古川町	5,090.36 m ²
2	総合ケアセンター	新ひだか町静内緑町	7,314.30 m ²
3	新ひだか町立三石中学校	新ひだか町三石旭町	6,141.72 m ²

(資料1)

新ひだか町町有施設LED照明器具等導入対象施設 既存照明台数

No.	施設名	住所	既存照明台数合計
1	新ひだか町公民館・ コミュニティセンター	新ひだか町静内古川町	1,225台
2	総合ケアセンター	新ひだか町静内緑町	1,272台
3	新ひだか町立三石中学校	新ひだか町三石旭町	643台